

社会福祉法人慶寿会 デイサービス ふる里
茅ヶ崎市「介護予防・日常生活支援総合事業」
指定第1号通所事業（国基準通所型サービス） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人慶寿会が開設するデイサービスふる里が行う、茅ヶ崎市「介護予防・日常生活支援総合事業」指定第1号通所事業（以下「国基準通所型サービス」という。）の適正な運営を保持するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立ち要支援状態にある高齢者に対し、適正な国基準通所型サービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第2条 事業所職員は利用者の心身状態を踏まえ、自立支援の観点に立ち効果的なサービスを提供することで、より自立した日常生活を利用者が営む事が出来るよう支援する。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する国基準通所型サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に国基準通所型サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び、提供方法についてわかりやすく説明する。

適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った国基準通所型サービスを提供する。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

デイサービス ふる里

（事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

神奈川県 茅ヶ崎市 松浪 2-2-74

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

請求業務・事務処理を行う。

（2）生活相談員 1名以上（常勤兼務1名以上）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、

事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 介護職員 1 名以上

介護職員は、国基準通所型サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 1 名（非常勤看護師 1 名）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な運動機能等の維持向上と、減退を防止する為に必要な機能訓練等を行う。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日及び祝日とする。（年末年始は、12 月 30 日から 1 月 3 日まで休業とする。）

(2) 営業時間は、送迎時間を含め午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。（サービス提供時間は、午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までとする。）

（利用定員）

第 8 条 1 日に国基準通所型サービスのサービスを提供する定員は 10 名とする。ただし、地域密着型通所介護サービスの提供人数も含まれる。

（国基準通所型サービスの内容）

第 9 条 国基準通所型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、その他必要な身体の介助

エ、養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上と、減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身の活性化を図る為の各種サービスを提供する。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション

ウ、個別対応趣味活動

(4) 送迎サービス

送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の自立への支援を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態：一般浴槽による入浴（リフト浴も可能）

・介助の種類（必要に応じて行う）

ア、衣類着脱

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な介助

(6) 食事サービス

ア、準備・後始末の介助

イ、食事摂取の介助

ウ、その他必要な自立を促す為の食事の介助

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

日常生活動作に関する訓練介助の相談、助言

福祉用具の利用法の相談、助言

住宅改修に関する情報提供

家族・職員の交流会

その他の必要な相談、助言

(国基準通所型サービス計画の作成等)

第 10 条 国基準通所型サービスを開始する際には、利用者の心身の状況と希望、ならびに家族等介護者の状況と希望を十分に把握し、個別に国基準通所型サービス計画を介護予防サービス計画書に沿って作成する。

2.国基準通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3.利用者に対し、国基準通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(国基準通所型サービスの利用料)

第 11 条 本事業所が提供する国基準通所型サービスの利用料は、茅ヶ崎市長が定める額とする。ただし、次に掲げる項目については、別途利用料金の支払を受ける。

・食費代 850 円/回（おやつ代含）

・写真代 50 円/枚（希望者のみ）

・有償貸出し おむつ 150 円/枚、リハビリパンツ 100 円/枚、パット 50 円/枚

・当日キャンセル代 400 円（食材料費代として）

・持参薬や連絡用シート等を入れるジッパー式ファイル袋（希望者のみ） 100 円

・特別な行事費（個別レク材料費等） 実費

・日常生活においても通常必要となるものに係る経費であり、またその利用者の負担が適当と認められる費用については実費とする。

2.前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。

3.利用料の支払いは、銀行口座振込みまたは郵便振替により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域及び送迎範囲)

第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

実施区域 茅ヶ崎市

送迎範囲 送迎は、実施区域内とする。

(サービスの提供記録の記載)

第 13 条 国基準通所型サービスを提供した際、その提供日及び内容、当該国基準通所型サービスについて、利用者に代わり支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(守秘義務又は、秘密の保持)

第 14 条 当該事業における安全と信頼の確保

(1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(2) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とし、誓約書の提出を求めるものとする。

(相談窓口・苦情対応)

第 15 条 提供した国基準通所型サービスに関する利用者からの相談・苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

サービスに関する相談・苦情窓口

相談窓口・・・相談員及び責任者 松原淑枝

電話番号・・・0467-53-9922 FAX 0467-53-9933

対応時間・・・午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(事故対応)

第 16 条 利用者に対する国基準通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者の故意又は過失によらないときはこのかぎりではない。

2.事業者はサービス提供時ご利用者の心身状況に異変その他緊急事態が生じた際、速やかにご家族・居宅介護支援事業者、必要に応じ主治医・協力医療機関に連絡し、適切な措置を迅速に行います。

(衛生管理)

第 17 条 国基準通所型サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2.感染症の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催すること。その結果について、職員等に周知徹底を図る。

3.事業所における感染症の予防・まん延の防止のための指針を整備する。

4.職員等に対し、感染症の予防・まん延の防止のための研修・訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対処方法)

第 18 条 サービス提供時、利用者の心身状況に異変その他緊急事態が生じた際は、速やかに家族、地

域包括支援センター、必要に応じ主治医、協力医療機関に連絡し適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 19 条 サービス提供時、天災その他の災害が発生した際、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法等を確認し、災害時には避難の指揮をとる。

2.非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難、救出の訓練を年 2 回以上定期的に行う

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第 20 条 高齢者の尊厳を維持する為、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。定義として虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、養護者が一生懸命介護をしていたとしても結果が不適切であれば、虐待に相当する。

2.虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3.従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4.事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

5.前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 21 条 利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者及びその家族が留意すべき事項は次の通りとする。

(1) 利用者が機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用すること。

(2) 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合があること

(3) 利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけること。

(4) 利用者及びその家族は他の利用者及び従業者に対して、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力・暴言等を行ってはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 従業者等の質の向上を図る為、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 (採用後 3 ヶ月以内)

(2) 継続研修 (現任研修月 1 回)

(3) 従業者はその勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。

(4) 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(5) この規程の定める事項の他運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶寿会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。